

中小企業振興基本条例等

年	地方自治体	条例名
1979年	東京都墨田区	墨田区中小企業振興基本条例
1983年	東京都港区	港区中小企業振興基本条例
1990年	東京都葛飾区	葛飾区中小企業振興基本条例
1991年	東京都台東区	台東区中小企業振興に関する基本条例
1995年	東京都大田区	大田区産業のまちづくり条例
	東京都中央区	中央区中小企業の振興に関する基本条例
2000年	東京都目黒区	目黒区中小企業振興基本条例
	長野県諏訪市	諏訪市中小企業振興基本条例
2001年	大阪府八尾市	八尾市中小企業地域経済振興基本条例
	群馬県	群馬県ものづくり・新産業創出基本条例
	宮城県塩竈市	塩竈市中小企業振興条例
2002年	埼玉県	埼玉県中小企業振興基本条例
	新潟県燕市	燕市中小企業振興条例
2004年	千葉県習志野市	習志野市産業振興基本条例
2005年	東京都足立区	足立区経済活性化基本条例
	東京都板橋区	板橋区産業活性化条例
	東京都荒川区	荒川区産業振興基本条例
2006年	福島県	福島県中小企業振興基本条例
2007年	兵庫県宝塚市	宝塚市産業振興基本条例
	東京都豊島区	豊島区商工振興条例
	熊本県	熊本県中小企業振興基本条例
	千葉県	千葉県中小企業の振興に関する条例
	京都府	京都府中小企業応援条例
	北海道帯広市	帯広市中小企業振興基本条例
	静岡県富士市	富士市中小企業振興基本条例
	北海道	北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例
	北海道下川町	下川町中小企業振興基本条例
	青森県	青森県中小企業振興基本条例
2008年	札幌市	札幌市中小企業振興条例
	徳島県	徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例
	沖縄県	沖縄県中小企業の振興に関する条例
	奈良県	奈良県中小企業振興基本条例
	東京都江東区	江東区地域経済活性化基本条例
	熊本県菊池市	菊池市中小企業振興基本条例
	熊本県山鹿市	山鹿市商工業振興基本条例
	東京都町田市	町田市産業振興基本条例
2009年	石川県野々市町	野々市町中小企業振興基本条例
	神奈川県	神奈川県中小企業活性化推進条例
	北海道釧路市	釧路市中小企業基本条例
	北海道別海町	別海町中小企業振興基本条例

注) 各自治体のHP等より作成した。

八尾市中小企業地域経済振興基本条例

平成 13 年 3 月 30 日
条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市の活力ある発展に重要な役割を果たしている市域中小企業の振興について基本となる事項を定めることにより、市の産業集積の維持発展を促進するとともに、社会経済構造の変革に的確に対応した地域の健全な発展を推進することによって、調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に掲げるものをいう。

(2) 中小企業団体 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項各号に掲げるもの及び商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合並びにこれらに準ずる団体で市長が特に認めるものをいう。

(3) 大企業者等 事業を営むもの又は企業団体、経済団体等であって中小企業者又は中小企業団体でないものをいう。

(基本方針)

第 3 条 中小企業の振興は、「地域産業の栄えるにぎわいのあるまちづくり」を目標とし、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、国、大阪府その他の機関(以下「国等」という。)との連携を図り協力を得ながら、都市の中で産業が集積するという市の地域特性に適した施策を市民、企業、関係団体等及び市が一体となって推進することを基本とする。

(基本的施策)

第 4 条 中小企業振興は、市の産業集積と深くかかわっており、その総合的に構ずべき基本的施策を、前条の基本方針に基づき次のとおり定める。

- (1) 産業集積の基盤を強化するための施策
- (2) 産業集積の高度化を推進するための施策
- (3) 産業集積のネットワークを強化するための施策
- (4) 生活と産業が共存し高め合うまちづくり推進のための施策

(市の責務)

第 5 条 市は、前条各号の施策を実現するに当たっては、市民等の理解、協力を得ながら、社会経済情勢の変化に対応した適切な措置や、国等との連携、協力による施策の推進並びに必要な応じた国等に対する施策の充実及び改善の要請を行うものとする。

(中小企業者等の努力)

第 6 条 中小企業者及び中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の実等のため自主的な努力を払うとともに、地域環境との調和に十分配慮するものとする。

(市民の理解と協力)

第7条 市民及び市内の産業にかかわる者は、中小企業の振興が市民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(大企業者等の努力)

第8条 大企業者等は、中小企業と大企業が共に地域社会の発展に欠くことのできない重要な役割を果たすことを認識し、地域経済の振興に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

千葉県中小企業の振興に関する条例

平成十九年三月十六日

条例第五号

千葉県の中小企業は、県内企業の大多数を占めており、様々な経済的社会的環境の変化に応じた多様な事業活動を通じて、本県経済の成長を支える存在として、また、地域社会の担い手として、県民生活の向上に大きく寄与してきた。

本県の持続的な発展を確固たるものにするためには、こうした中小企業の役割と重要性を県、市町村、事業者、経済団体、大学、そしてすべての県民が認識し、各々がその果たすべき役割を十分踏まえながら緊密に連携し、県を挙げて中小企業を育てていく体制を築いていくことが何より重要である。

しかし、近年、中小企業を取り巻く環境は、これまでにない大きな変化を遂げつつある。経済のグローバル化は、国際的にも、国内的にも、厳しい企業間競争をもたらした。加えて、急速な少子高齢化の進展、そしてこれに続く人口減少時代の到来は、消費の減少を招き、中小企業の事業活動を一層厳しいものにするおそれがある。そのため、これまで地域社会を支えてきた中小企業の活力の低下も懸念される。

このような中で、中小企業の多様で活力ある成長発展を促進するためには、中小企業者の自主的な努力を基本としつつ、厳しい変化を乗り越えるための果敢な挑戦に取り組む中小企業者を幅広く生み出す環境づくりを早急に進めることが必要である。また、中小企業の事業展開の基盤となる地域を活性化することが地域の経済活動の拡大につながり、さらにこのことによって中小企業の成長発展を促し、地域を一層活性化するという好循環を生み出していくことも重要である。

こうした取組により生まれる元気な中小企業は、豊かで住みやすい千葉県づくりの原動力になるものと確信し、中小企業の振興を県政の重要な課題に位置付け、ここに千葉県中小企業の振興に関する条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業が本県経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県、中小企業者その他の関係者の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって県の経済の健全な発展及び県民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 中小企業者 中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

二 産学官民の連携 事業者、大学等(大学、高等専門学校及び大学共同利用機関その他の研究機関をいう。以下同じ。)、国、県若しくは市町村又は経済団体その他の団体若しくは県民がそれぞれ有機的に連携することをいう。

三 地域づくり 地域の歴史、文化、技術、人材、自然環境その他の資源を活用することにより、その地域の関係者が、単独で、又は連携して、地域の課題を解決し、又は地域を活力に満ちた魅力あるものにしていく諸活動をいう。

(基本理念)

第三条 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上及び改善を目指す中小企業者の自主的な努力を促進することを旨として図られなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業の経営の向上及び改善と地域づくりによる地域の活性化とが互いに密接な関係を有することにかんがみ、これらが相乗的に効果を発揮することを旨として図られなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、その内容に応じて産学官民の連携を図るよう努めなければならない。

(中小企業者等の努力)

第五条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に経営の向上及び改善に努めなければならない。

2 事業協同組合、商店街振興組合その他の中小企業者の事業の共同化のための組織(以下「共同化のための組織」という。)は、基本理念にのっとり、中小企業者とともに、中小企業の経営の向上及び改善に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 中小企業者及び共同化のための組織は、基本理念にのっとり、地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(中小企業に関する団体等の役割)

第六条 中小企業に関する団体(共同化のための組織を除く。)は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

2 中小企業者以外の者であって、その事業に関し中小企業と関係があるもの(大企業者(中小企業者以外の会社又は個人であって事業を営むものをいう。次条において同じ。))及び大学等を除く。)は、基本理念にのっとり、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第七条 大企業者は、基本理念にのっとり、地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するよう努めるとともに、県が行う中小企業の振興に関する施策の実施について協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第八条 大学等は、その人材の育成並びに研究及びその成果の普及が中小企業の振興に資するものであることにかんがみ、自主的に地域づくりに取り組む場合には、基本理念にのっとり、これを行うよう努めるものとする。

(県民の理解と協力)

第九条 県民は、中小企業の振興が県の経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第十条 県は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本方針)

第十一条 知事は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 中小企業の振興に関する基本的方向

二 中小企業の振興のため総合的に講ずべき施策

三 前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興のために必要な事項

3 知事は、基本方針を定め、又は変更するに当たっては、中小企業者その他の関係者の意見を聴くとともに、あらかじめ、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く県民の意見を求めなければならない。

4 知事は、前項の規定により提出された意見及び情報を考慮して基本方針を定め、又は変更しなければならない。

5 知事は、基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(創業等への意欲的な取組の促進)

第十二条 県は、経済的社会的環境の変化に即応した、創業及び中小企業者の経営の革新その他の経営の向上への意欲的な取組を促進するため、経営に関する情報の提供、技術力の向上に関する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(連携の促進)

第十三条 県は、産学官民の連携が中小企業の新たな事業の創出、技術力の強化等に資することにかんがみ、中小企業を中心とした産学官民の連携の促進を図るため、関係者の交流の機会の提供、共同研究の実施への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経営基盤の強化の促進)

第十四条 県は、経営資源の確保が困難であることが多い中小企業者の事情にかんがみ、その経営基盤の強化を図るため、資金供給の円滑化、相談及び支援を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保及び育成の支援)

第十五条 県は、中小企業の事業の展開に必要な人材の確保及び育成を図るため、就業の支援、職業能力の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、学校教育における勤労観及び職業観の醸成が中小企業の人材の確保及び育成に資することにかんがみ、児童及び生徒に対する職業に関する体験の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域づくりによる地域の活性化の促進)

第十六条 県は、中小企業の経営の向上及び改善に相乗的に効果を発揮するような地域づくりによる地域の活性化を促進するため、地域の資源を活用した新たな事業の創

出の支援、商店街の活性化を図るための事業の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業振興施策の公表等)

第十七条 知事は、毎年一回、県の中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

2 知事は、前項に規定する中小企業の振興に関する主たる施策の実施状況について中小企業者その他の関係者の意見を聴くものとする。

3 県は、前項の規定により聴取した意見を考慮して、中小企業の振興に関する施策をより効果的なものにするよう努めるものとする。

(施策実施上の配慮)

第十八条 県は、施策の立案及び実施に当たっては、当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響について配慮するよう努めるものとする。

(受注機会の確保)

第十九条 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

(調査及び研究)

第二十条 県は、中小企業の振興に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 知事は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

帯広市中小企業振興基本条例

平成 19 年 3 月 27 日

条例第 6 号

帯広・十勝は、民間開拓団の入植以来、先人たちの弛まぬ努力によって、農業及び関連する幅広い産業が発展を遂げてきました。

今日でも、農業を基盤として、食品加工や農業機械など関連産業が発達しているほか、消費・サービス、運輸・流通など幅広い産業が展開しており、帯広市は、広く十勝の産業と関連性を深めながら、十勝の産業や生活を支える中心都市として発展してきています。

本市産業を支える中小企業は、地域資源が持つ価値を限りなく発揮させ、雇用を確保・拡大し、市民所得の向上をもたらすなど、帯広・十勝の地域経済の振興・活性化を図る極めて重要な担い手であります。

地域産業の発展に重要な地位を占める中小企業の振興が、帯広・十勝の発展に欠かせないものであることの理解を地域で共有し、関係者の協働で地域経済の振興を図ることにより、もって地域の発展に資するためこの条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、地域産業の発展に果たす中小企業の役割の重要性にかんがみ、帯広市の中小企業振興に関して基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に定めるものをいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興連合会その他市長が適当と認めた中小企業団体をいう。

(中小企業振興の基本的方向)

第 3 条 この条例の目的を達成するため、市及び中小企業者等が協働して中小企業の振興を図る基本的方向は、次のとおりとする。

- (1) 帯広・十勝の地域資源を活用する起業・創業及び新技術・新事業開発の支援
- (2) 技術・技能の向上をはじめとする人材の育成及び担い手づくりの促進
- (3) 経営基盤の強化
- (4) 産業基盤の整備
- (5) 中小企業者の組織化の促進及び中小企業団体の育成

(市長の責務)

第4条 市長は、前条の規定に基づき、地域の中小企業関係団体と密接に連携し、中小企業振興のための指針を定めるものとする。

2 市長は、国、北海道その他の公的団体等と連携し、融資のあっせん、助成金の交付その他中小企業者等に対する支援等必要な施策を講じなければならない。

(中小企業者の役割と努力)

第5条 中小企業者は、自助の精神にのっとり経営基盤の改善・強化、従業員の福利向上に努めるとともに、地域環境との調和及び消費生活の安定・安全確保に十分に配慮し、地域経済の振興発展に貢献するものとする。

2 中小企業者は、それぞれの地域及び業種等を中心に組織化を図るとともに、中小企業者等による共同事業の実施、商店街組織への加入等相互に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第6条 市民は、帯広・十勝の中小企業が地域経済の振興・発展及び市民生活の向上に果たす重要な役割を理解し、地域中小企業の育成・発展に協力するよう努めるものとする。

(委任規定)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(帯広市中小企業等振興条例の廃止)

2 帯広市中小企業等振興条例(昭和 54 年条例第 26 号)は、廃止する。

釧路市中小企業基本条例

平成 21 年 3 月 24 日

釧路市条例第 19 号

釧路市は、雄大な湿原、神秘の湖、深奥な森林を抱えた日本有数の自然の中にありながら、古くから「くすり場所」として交易の拠点となり、経済的にも重要な位置にあった。

かつて幕末の探検家松浦武四郎はくすり場所を訪れたとき、「東蝦夷地第一の都会たるべし」と将来の経済的な発展を予見した。以来 100 年有余の間に、武四郎の言葉どおり、釧路市は幾多の先人たちが重ねた労苦を礎として、都市規模を拡大し様々な産業を根付かせ、まちに灯^{あかり}をともしてきた。

釧路市は事業所のほとんどを中小企業が占めるまちであり、中小企業は、雇用の主たる受け皿であるばかりでなく、その迅速な経営判断と行動力をもって域内に財を循環させる働き手として、すぐれた素材と技術をもって優位性のあるサービスを生み出すことで域外から貨幣を運んでくる稼ぎ手として、地元の人材を育成し、様々な団体と連携して地元を育てるまちづくりの担い手として、地域情報の送り手として、地域経済活性化の中核的な役割を担っている。

一方、市民は、消費者として直接間接に中小企業の顧客となり経済循環の一翼を担っており、中小企業と互惠関係にある経済主体であるにとらえることができる。

そこで、域内経済の状況に等しく影響を受ける企業と市民と行政が、地元への愛着と郷土への誇りを胸に、地域経済活性化の核である中小企業の振興のための役割を分担しつつ様々な連携し、その結果として財とサービスを生み、域内に循環させるとともに域外からの財を獲得し、高齢者が安心して暮らせ、若者が挑戦する機会に満ちたまちとなるよう、釧路市がひとつとなって、先人が築いた礎に我々と我々の子孫の努力をさらに重ねながら釧路市を幾世代にもわたって引き継ぎ、発展させるべく、基本的な理念と方向性を示すため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、市、中小企業者等、大企業者及び市民の役割を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項各号に定めるものでその事務所を市内に有するものをいう。
- (2) 協同組合等 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法(昭和 37 年法律第 141 号)第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和 32 年法律第 164 号)第 3 条に規定する生活衛生同業組合

その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体で、その主たる事務所を市内に有するものをいう。

(3) 中小企業者等 中小企業者及び協同組合等をいう。

(4) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人で事業を営むものをいう。

(5) 市民活動団体 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動を行うことを主たる目的とした団体で、その主たる事務所を市内に有するものをいう。

(6) 域内 本市を中心として経済変動の影響を共有する経済圏の区域をいう。

(7) 域外 域内以外の区域をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

(1) 財の域内における循環と域外からの獲得は、地域経済活性化のために不可欠な車の両輪であり、それらの経済活動を進めるために中核としての役割を果たすのは中小企業であること。

(2) 中小企業者等の自主的な努力の結果である経営の革新、創業、経営基盤の強化及び様々な環境への適応は、雇用の確保をもたらすことから、地域全体で中小企業を支えることが重要であり、市、中小企業者等、大企業者及び市民は等しく地域経済活性化の役割を担うべき主体であること。

(市の役割)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国や北海道、市民や市民活動団体、中小企業者等その他の様々な主体と連携し、中小企業の振興に関する自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する役割を担うものとする。

2 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。

(中小企業者等の役割)

第5条 中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、域内における連携を重視するよう努めるものとする。

3 中小企業者等は、基本理念に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。

4 中小企業者等は、域内において生産され、製造され、又は加工される製品を取り扱い、及び域内で提供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、中小企業者等との連携・協力を努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、基本理念に基づく市の施策に協力するよう努めるものとする。

3 大企業者は、域内において生産され、製造され、又は加工される製品を取り扱い、及び域内で提供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、中小企業の振興が地域経済の振興並びに市民生活の維持及び向上に重要な影響をもたらすこと並びに多様な分野における地元の産品や商業サービスの地元消費が地域経済、地域環境及び地域教育などに裾野の広い波及効果を持つことを理解するよう努めるものとする。

- 2 市民は、消費者として、域内において生産され、製造され、又は加工される産品及び域内で提供される商業サービスを利用するよう努めるものとする。
- 3 市民は、中小企業を育てる視点に立って、中小企業の経営や社会貢献に関心を持つよう努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 市が行うべき中小企業に関する基本的施策は、次のとおりとする。

- (1) 第5条の役割を担う中小企業者等の支援を図ること。
- (2) 中小企業者等に対する融資等の支援制度を整備すること。
- (3) 基本理念の啓発を図ること。
- (4) その他基本理念の実現に資する措置を講ずること。

(地域経済円卓会議)

第9条 市は、中小企業者等、学識経験者、消費者、市民活動団体その他の多様な構成員により、基本理念の達成に資する研究を行うため、地域経済円卓会議を設置する。

- 2 地域経済円卓会議において立案される実効性ある施策に対し、前項の構成員及び各経済主体は協働してその実現に向けて取り組むものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、中小企業をめぐる情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第2回 (仮称)新宿区産業振興基本条例に関する懇談会 2009年12月21日

中小企業振興基本条例について

慶應義塾大学 経済学部 植田浩史

1 中小企業振興基本条例とは何か

(1) 中小企業振興基本条例とは

中小企業振興基本条例とは、地方自治体が地域の中小企業の役割を重視し、その振興を行政の柱としていくことを明確にするために策定される基本条例である。自治体によって名称が異なることも少なくないが、多くの条例が地域における中小企業の役割、中小企業振興への自治体の責務、中小企業者等の責務、市民の責務などについて触れている。

(2) 中小企業振興基本条例が求められる理由

今日、中小企業を取り巻く経営環境は従来以上に厳しくなっている。地域に存在し、地域に雇用と消費を生み出し、地域内の経済循環を担っていた中小企業が、1990年代以降地域で減少している。そのため、日本の各地域で地域内経済循環が滞り、そのことが日本経済全体を沈滞化させている。地域内の中小企業が元気になり、地域経済が活性化していく好循環を地域に実現させていくことが日本の各地域で求められ、地域全体の課題として位置づけられなければならない。地域に活気を取り戻し、地域内経済循環を活性化させていくためにも地域内の中小企業を、地域全体で支えていく状況を生み出していくことが必要になっている。

地方自治体や地域が地域産業や中小企業を基礎に地域経済の振興を図ることによって地域住民の生活や福祉を向上させていく姿勢を示し、首長・自治体・企業・市民などがそれぞれの立場で地域の中小企業支援に努めることを明確にする中小企業振興基本条例が制定されることで、自治体や地域の意識が変わり、地域内の中小企業振興の展開に新しい局面が展開していく可能性がある。

(3) 中小企業振興基本条例制定の意義

第1に、地方自治体自身が中小企業ないし、地域の産業を振興するという立場を何より自治体の内部(つまり役所や職員、議員)に対して明確にすることである。また、中小企業に関係する自治体の施策は、直接的な地域産業政策だけでなく、都市計画、教育、住宅などさまざまな政策とも関係を持っているが、こうした関連部門の施策へも基本条例の存在は当然意味を持っている。

第2に、地域の中小企業に対して自治体のスタンスを明示することを通して、自治体の考えと方向性を理解してもらえる。基本条例を地域の中小企業者に提示することで、自治

体の姿勢を中小企業者にも理解してもらい、自治体と中小企業者が協力して地域の中小企業振興、地域経済振興に取り組んでいく基盤となる。

第3に、行政の姿勢の連続性を担保するものとしての位置づけである。首長や地域産業政策を担当する職員が変わっても、自治体としての地域産業性に対する姿勢を一貫させていくためにも、基本条例は重要な意味を持っている。

2 中小企業振興基本条例の展開

(1) 東京都墨田区～地域産業政策と条例のモデル

中小企業振興基本条例は、1979年に東京都墨田区で最初に制定された。条例制定の経緯は次のとおりである。

高度成長期には東京23区で最も工場数が多かった墨田区は、1970年代に入り中小企業数と人口の減少に直面し、中小企業数の減少が地域経済・地域社会の衰退を招くとして危機感を強めた。そこで、まず実態把握のため77年に区内の全工場を対象とした悉皆調査「中小製造業基本実態調査」を行った。その結果を踏まえて墨田区は、地域経済における中小企業の役割の重要性と中小企業振興の重要性を強調する「墨田区中小企業振興基本条例」を79年に制定した。

さらに、墨田区は中小企業振興策を検討するために、1980年に墨田区産業振興会議を設置し、中小企業経営者、研究者、区民、区による検討、協議を始めた。産業振興会議は、「当初は業界のトップを中心としていましたが、1985年に委員の大幅な刷新を行い、若手経営者を中心としたメンバー構成となり、墨田区の産業政策の具体化や区内産業が直面しているタイムリーな議題等幅広い分野にわたる問題を積極的に検討する会議体になりました」（岡田[2000]）とあるように、最初からうまくいったわけではなく、軌道に乗るまでに数年間はかかっている。しかし、その後は振興会議の議論から産業支援施設であるすみだ中小企業センター（1986年開設）が生まれるなど成果を生んでいく。墨田区の地域産業政策は、実態調査、中小企業振興基本条例、産業振興会議を三本柱として展開していった。墨田区の事例は自治体が地域産業政策を進めていく上での一つのモデルとなっていたのである。

中でも、中小企業振興基本条例は、地域の特性に応じた独自の施策を行う、「区長の責務」、「中小企業者の努力」、「区民等の理解と協力」という行政、中小企業者、区民がそれぞれの立場で役割を持つ、施策の大綱として区が行うべき施策の大枠が示されており、細かい内容については触れられない理念条例となっている、といった点でその後の条例のモデルとなった。

中小企業振興基本条例は、墨田区以降1980年代から90年代前半にかけて東京都内のいくつかの区で墨田区条例をモデルに制定されている。例えば、1995年に策定された「中央区中小企業の振興に関する基本条例」は、基本方針（第3条）で「中小企業の振興は、『活気にあふれた働きやすいまちづくり いきいき産業文化都市の実現』を目標に」とあるよ

うに地域ビジョンに中小企業振興を位置づけている、「大企業等とは、区が中小企業と大企業の共存する地域であり、両者の共存共栄が地域社会の発展に不可欠であることを理解し、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。」(第8条)とあるように大企業者等の協力を明記している。

バブル経済崩壊後の東京では、地域中小企業振興の重要性があらためて重視されていたことも条例制定を進めた背景にあった。しかし、全国的に見ると条例が制定されたのは東京を中心とした一部の地域だけで広がりには欠けていた。

(2) 大阪府八尾市～戦略的に基本条例を活用

大阪府八尾市は、中小企業の町として有名な東大阪市の隣に位置し、東大阪市や大阪市東部地域とともに製造業を中心に産業集積地域を形成してきた。しかし、八尾市は地域に中小企業産業集積が存在していながら、地域内の中小企業を独自に支援し、産業集積を発展させていくという問題意識も政策も長年にわたって持っていなかった。

八尾市が地域産業政策を重視し始めたのは、1997年に東大阪市内で開催された第1回中小企業都市サミットに参加し、他市区の地域産業政策との違いを市長以下、強く認識してからである。八尾市は、その後地域産業政策の先進地域のベンチマークを徹底的に行い、前述した墨田区の三本柱(実態調査、基本条例、産業振興会議)を実践していった。但し、八尾市は、短期間に地域産業政策を立ち上げるため、三本柱の順番を工夫し、最初に産業振興会議を専門家、地元企業、市民代表などを委員として立ち上げた(98年5月)。そして産業振興会議での議論から施策を提案する形態を作り上げるとともに、99年3月には大阪府立大学工業集積研究会と共同で製造業実態調査を実施した。さらに産業振興会議から基本条例の必要性を提案し、2001年3月には「八尾市中小企業地域経済振興基本条例」を議会で全会一致によって可決した。また、同じころ策定が進められていた市の総合基本計画でも市内産業、企業の振興が強調され、市の施策として市役所内外で中小企業振興が認知されるようになっていった。

この後、八尾市では短期間に集中的に中小企業振興策が進められ、中小企業サポートセンターの設置、異業種交流グループへの支援、人材育成など体系化され、広がりを持っていくことになる。中でも、人材育成については、直接地域内企業の従業員に対する人材育成だけでなく、地域の小学校、中学校、高校との連携による人材育成やインターンシップ事業などにも広がっている。こうした広がりには基本条例が存在し、全市的な地域産業振興が強調されていることが影響している。

(3) 千葉県～中小企業振興基本条例の新たな動き

八尾市のように、地域産業政策を積極的に進めていく上で意識的に基本条例を位置づけ、活用していった事例が見られるようになっていたものの、中小企業振興基本条例は2000年代前半まではごく限られたものであった。しかし、絶対数はまだ少ないが、2005年ころか

ら基本条例の件数が増え始めている。条例は、墨田区や八尾市のように製造業を中心とした産業集積都市で制定されることが多かったが、最近では多様な自治体で制定され、道府県での制定も増えている。特に 07 年は、把握しているだけで 10 件以上の基本条例が制定されている。なぜ、最近になって基本条例の制定が増えているのだろうか。次のような理由が考えられる。

第 1 に、景気回復期といわれた 2002～07 年までの時期に地域による経済状況の格差が広がっていたことである。経済状況の厳しさが、各地域の危機感を高めていった。

第 2 に、地域内の中小企業振興を図っていくことの重要性を認識するようになった自治体が増え、そうした自治体がまず行なうことの一つとして基本条例の制定が位置づけられるようになってきたことである。基本条例を持つ自治体の地域産業政策の展開や基本条例を求める運動の広がりから、基本条例の存在が従来以上に知られるようになっていったことも重要な条件の変化である。

こうした最近の基本条例の中で、中小企業振興の重要性を認識し、その具体化の過程で条例を制定し、条文にこれまでにない内容を持っているものの一つが千葉県「千葉県中小企業の振興に関する条例」である。条例制定の経緯は次のとおりである。

千葉県は県下の中小企業の厳しい状況を打開するため新たな中小企業振興策の方向性を検討していた。そのため 2005 年頃から県内各地で地域勉強会を開催し、中小企業者と活発な意見交換を行なった。そして、その結果を踏まえて、中小企業経営者や学識経験者などによって「中小企業振興に向けた研究会」を発足させ、ここで中小企業の課題や県としての対応策を検討していく。その成果が、2006 年 12 月に策定された「ちば中小企業元気戦略」と 07 年 3 月に制定した「千葉県中小企業の振興に関する条例」である。千葉県の条例は、こうした中小企業経営者たちとの討論の中から作り出されたこと、そして具体的な中小企業振興策の議論と並行して作り上げられていった点が特徴となっている。

さらに、内容上の特徴として、県の中小企業施策の実施について従来の条例以上に踏み込んだ義務を課していることがある。具体的には、条例の第 17 条（中小企業振興施策の公表等）では、知事は年一回中小企業振興に関する施策の実施状況を公表するとともに、中小企業者その他の関係者からの意見を聞き、より効果的なものにしなければならないとしている。また、18 条（施策実施上の配慮）では、「県は、施策の立案及び実施に当たっては、当該施策が中小企業の経営に及ぼす影響について配慮するよう努めるものとする」とあり、県が行うさまざまな施策はすべて中小企業振興を意識して策定され、実施されなければならないとしている。基本条例では、中小企業振興について直接担当する部署だけでなく自治体全体が組織横断的に取り組まなければならないとする考え方がベースにある。しかし、実際に文言として取り入れられたのは千葉県条例が初めてである。千葉県条例は、自治体が自治体全体として中小企業振興に当たることを明言した点で画期的な条例であると評価できる。

(4) 北海道帯広市～中小企業家同友会からの提案

北海道経済全体の不振が続く、帯広市経済も停滞が続く中で、「地域産業の発展に重要な地位を占める中小企業の振興が、帯広・十勝の発展に欠かせないものであることの理解を地域で共有し、関係者の協働で地域経済の振興を図ることにより、もって地域の発展に資するため」(前文)、2007年3月に帯広市中小企業振興基本条例が帯広市議会で制定された。

帯広市の基本条例制定の中心を担ったのが、北海道中小企業家同友会帯広支部(会員数約640)である。帯広支部では、バブル経済崩壊以降、特に前述したような2000年以降の帯広・十勝地域の中小企業をめぐる経営環境に危機感を感じていた。帯広で展開していた十勝の地域資源である農産物を活用した商品化や地域おこしの取り組みにも帯広支部の会員は積極的に関わっており、それだけに経営環境を改善していくことの必要性を実感していた。そのため、03年頃から中小企業家同友会の全国総会などに帯広支部役員が参加する際には、意識的に地域経済振興、地域産業政策に係る分科会に出席し、情報を収集し、問題意識を高めるように努めていった。2004年度からは「地域に根ざせ中小企業家同友会」をスローガンとし、05年5月の支部総会で「中小企業振興基本条例プロジェクト」設立を採択し、中小企業振興基本条例の制定に向け具体的に動き出した。

2005年10月に帯広で開かれた北海道中小企業家同友会の第24回全道経営者“共育”研究集会では、東京都墨田区産業経済課の高野課長(当時)を招いて、中小企業振興基本条例についての分科会を持つとともに、市役所の幹部職員も招き、ともに勉強し議論することを通じて問題意識と情報を共有化していった。研究集会後の12月にプロジェクトの準備会議が開かれ、帯広市における中小企業のあり方について行政機関を巻き込んで議論を行うこと、具体的な条例を行政機関や他の団体(商工会議所など)と共に考えていくことなどを目的に、07年3月の基本条例制定を目標にしたプロジェクトを実施することを確認した。

プロジェクトは06年初めにスタートし、毎月のプロジェクト会議や学習会が持たれ、基本条例のあり方を繰り返し検討し、基本条例の実効性について、帯広市の状況に即した形で考えていった。プロジェクトでは、全国でもっとも先進的な条例、帯広にあった条例を作ろうという方向で議論を重ね、「(1)帯広市の条例であっても、農業を中心に周辺町村との連携が表現されなければ、制定後の地域振興ビジョンが描けない、(2)市長の責務が明確になり、さらに中小企業団体等と連携する条文が必要になる、(3)帯広市の機構改革や制定後のエンジンとなる振興会議設立の重要性」などが必要であるとされてきた。また、帯広支部では、事業所数の減少を問題にし、帯広を創業しやすい街にしていくことも基本条例に組み入れる必要性も指摘していた。

こうして中小企業家同友会帯広支部を中心とした活動によって、2007年3月帯広市議会で帯広市中小企業振興基本条例が制定され、4月1日から施行された。この条例の特徴は、第1に、前文で、帯広市の特徴について説明すると共に、農業への言及、「帯広・十勝」という表現をしていることである。帯広市の中小企業の問題を、帯広市域だけの問題に限定

するのではなく、より広いエリアで考えていこうとしており、同友会帯広支部で議論してきた点が反映されている。第2に、第3条の基本方向の最初に「帯広・十勝の地域資源を活用する起業・創業および新技術・新事業開発の支援」という形で、「起業・創業」を位置づけていることである。第3に、「中小企業者等」(第2条)という表現や「地域の中小企業関係団体」という形で、中小企業関係団体の役割を重視していることである。特に、第4条で「市長は、 、地域の中小企業関係団体と密接に連携し、中小企業振興のための指針を定めるものとする」とあるのは、特徴的となっている。

3 条例制定で何が変わるか～帯広市の事例から

(1) 中小企業振興協議会と産業振興ビジョンの策定

条例制定後、2007年7月に、帯広市は中小企業振興の指針としての産業振興ビジョンを策定するため帯広市中小企業振興協議会を委員18名で発足させ、協議会の会長には同友会の条例プロジェクトの座長であった渡辺純夫氏(東洋農機株式会社社長)が就任した。協議会には、モノづくり・創業部会、経営基盤・人材部会、交流部会、産業基盤部会の4つの部会が設けられ、延べ40名の委員(すべて無報酬)で議論が進められた。協議会・部会は約1年にわたってのべ74回開催され、条例後の地域産業政策の具体化が検討された。この協議会は、「従来の審議会形式ではなく、白紙の状態から帯広市域における中小企業振興をテーマに議論し、施策を検討する手法としたため、開催当初は、各委員の思いや、経験、業種の違いなどから議論のベクトル調整には時間を要し」たが、地域産業政策とは何か、地域産業政策には何が必要なのかという点まで含めて、結果的には徹底的な議論が行われた(黒田[2009])。また、議論の過程を通じて改めて行政と委員との間で認識が共有され、互いに信頼感が高まっていたことも重要な成果であった。議論の過程では、帯広市の現状を正確に把握するため関連するデータの整理も行われた。

こうした議論を経て、2008年8月に協議会から市長に対し「中小企業振興に関する提言書」が渡された。帯広市は、この提言書に基づいて「帯広市産業振興ビジョン～中小企業の活力の創出による地域経済の活性化～」(2009年2月)を策定した。

(2) 産業振興ビジョンと産業振興会議

産業振興ビジョンは、大きく「 産業振興ビジョンの基本的な考え方」「 産業経済の現状と課題」「 産業振興の考え方」の三部構成になっている。ビジョンでは、必要な施策については、工程表を作成し、実施の時期などを明確にしている。産業振興ビジョンの内容については、すでに別稿で紹介しているので、ここではその特徴として、第1に中小企業振興基本条例を生かし、その精神に沿って具体化を進めようとしている、第2に帯広・十勝の地域資源を生かし、「地域力」を生かした産業振興を図ろうとしている、第3に施策の実施やその確認・発展に当たって地域の中小企業などとの協働を重視している、とい

った点を確認しておきたい（植田[2009b]）。

帯広市の産業振興は、ビジョン策定後、次のステップに入っている。ビジョンで示された課題を具体化し、その進捗状況を確認する場として、産業振興会議が新たに設置され、2009年度から活動を開始している。産業振興会議では、中小企業振興会議からのメンバーに加え、新たなメンバーが参加し、活発な議論が展開している。しかし、一方、条例を発展させ、産業振興ビジョンを具体化するという段階で新たな問題に直面している。

第1に、政策としての目標設定をどうするのかという点である。帯広市の中小企業振興基本条例は、帯広市の地域経済に対する強い危機感を背景に作り上げられてきたものであり、産業振興会議に参加している各メンバーは帯広市の地域経済を何とかしなければ、という真摯な思いで参加している。それだけに、今回のビジョンに基づく政策で帯広市の地域経済にプラスの効果を実現させようと熱心に議論を重ね、具体的な目標を明確にしようとしている。しかし、議論ではなかなか具体的な目標、特に数値目標が定まっていない。

第2に、条例制定から産業振興ビジョン策定までの過程では、市役所側と企業、経済団体との間で従来にない密な議論が行われ、相互の信頼関係が強まり、参加したメンバー間の認識の共有化が図られてきたのだが、こうした関係を今後も市役所、民間などの新しいメンバーとの間も同じように作り上げていくことである。前述したように、中小企業振興協議会は、1年近くの間にものべ74回という多数の会議が開かれてきた。市役所と民間側の信頼関係と共通認識もこうした状況の中で形成されてきたのだが、産業振興会議に移る段階で新しいメンバーが加わり、市役所側も人事異動で新しい職員が参加する。密度の高い会議で形成されてきたものを、今後どれだけスムーズに他のメンバーへも広げ、認識を共有していくのが、実際に政策を具体化し、それを発展させていく上での課題になっている。

第3に、中小企業振興基本条例を制定した時期と比べ、地域の中小企業をめぐる経営環境は、金融危機の影響などもあり、ますます悪化していることである。産業振興ビジョンは、環境変化の影響も考慮し、5年で見直すとしているが、その間にも環境が大きく変わっている。こうした点を日常の中でどのように組み入れていくのかについても課題になる。

4 おわりに

中小企業振興基本条例は、その地域の地域経済の振興を図っていく上で重要な意味を持つことはすでに述べたとおりである。しかし、当然のことであるが、条例の制定は地域経済振興の通過点に過ぎない。問題なのは、条例をどのように具体化するかであり、地域経済の振興が実際に進んでいくことである。

そのために必要なことは次の点であろう。第1に、帯広の事例で見たように、条例の制定過程やその後の中小企業振興協議会で徹底した議論を地域の企業、住民、支援機関などと行政の間で行い、そうした議論を通じて認識を高め、共有し、信頼関係を強めていくこ

とである。こうした学習効果や信頼関係は、その後の政策の具体化において重要な意味を持っていく。

第2に、条例制定は、現実に地域で展開しているさまざまな取組みに対してあらためて意義づけをし、それらを結びつけ、持続性と広がりを持った取組みにしていく上で重要である。どのような地域でも、地域で頑張り、新たな取組みを進めている企業やネットワークは存在している。そうした取組みをどれだけ把握し、地域における意義を明確にし、サポートしていくのかが問われており、条例制定はその点で重要な機会となる。

中小企業振興基本条例制定が、地域経済の振興にとって重要なステップとなるだけでなく、持続的で効果的な地域経済振興策の土台を作る上で重要な意味を持っていることを改めて強調しておきたい。

植田浩史[2005]、「地方自治体と中小企業振興 八尾市における中小企業地域経済振興基本条例と振興策の展開」(『企業環境研究年報』第10号)。

植田浩史[2007]、『自治体の地域産業政策と中小企業振興基本条例』自治体研究社。

植田浩史[2008]、「中小企業振興基本条例と地域産業政策の課題」(『中小商工業研究』第97号)。

植田浩史[2009a]、「地域経済の現状と地域産業政策の課題」(植田・立見[2009]所収)。

植田浩史[2009b]、「中小企業振興基本条例を軸にした地域産業政策の展開 - 北海道帯広市を事例に - 」(植田・立見[2009]所収)。

植田浩史・立見淳哉編[2009]、『地域産業政策と自治体 - 大学院発「現場」からの提言 - 」創風社。

瓜田靖[2009]、「中小企業振興基本条例と地域金融の役割」(『地域と自治体第32集 地域経済を支える地域・中小企業金融』自治体研究社)。

岡田貢[2000]、「墨田区中小企業振興基本条例」(『自治と分権』第1号)。

黒田聖[2009]、「帯広市中小企業振興基本条例」(『自治と分権』第35号)。

中山誠[1997]、「すみだ中小企業センター」(関満博・山田伸顯編『地域振興と産業支援施設』新評論)。

三浦純一「産業的自治と地域産業政策の新しい可能性 - 大阪府大東市の挑戦から見てくるもの - 」(植田・立見[2009]所収)。

渡辺純夫[2009]、「帯広市中小企業振興条例とその運用」(『住民と自治』2009年11月号)。